

江戸川光照苑入所のご案内

よりよい介護をめざして

江戸川光照苑は、平成8年以来、よりよい介護をめざして江戸川区全域の皆様方と歩みを始め、現在は小岩地域を中心に各種在宅サービス事業とともに運営に当たっています。平成14年に国の省令が改正され、特別養護老人ホームの入所は、必要性の高い順に入所することになりました。江戸川光照苑におきましても、江戸川区内の特別養護老人ホームと同様に、平成15年10月から入所決定方法を変更いたします。以下に、入所申込みに際してのご配慮いただく点や入所規程についてご案内申し上げます。入所申込みの参考にさせていただければ幸いです。

在宅介護が困難な方に施設入所していただくことにより、地域の皆様が安心できる介護環境を整え、介護サービスをより向上させていく所存でございます。

入所申込み

入所希望者又はご家族に来苑していただき、施設見学及び入所規程ほか施設についての説明を受けていただいた上で申し込んでいただきます。郵送やファックスでの申し込みは原則としてお受けできません。施設について理解していただき、充分にご納得いただいた上での申し込みを勧めておりますことをご理解ください。

申込みに際しては「江戸川光照苑入所申込書」にご記入いただき、介護保険証を確認させていただきます。尚、入所希望者や介護者の状況が変わった場合は、「入所申込書（変更届）」を提出していただきます。入所申込書の有効期限は1年間です。

申込みに必要なもの

ご本人の介護保険証（要介護1～5の認定を受け、常時介護を必要とし、居宅において介護を受けることが困難な方が対象です）。介護者の方が身障手帳をお持ちの場合は、持参してください。

入所決定方法

「江戸川区特別養護老人ホーム入所指針」に沿って行ないます。必要な場合は介護状況確認のため、入所希望者のご家庭を訪問します。

区内特別養護老人ホーム共通の「江戸川区特別養護老人ホーム入所基準表」と、「江戸川光照苑入所規程」で入所の必要性を評価し、「江戸川光照苑入所検討委員会」で入所者を決定します。

江戸川区特別養護老人ホーム入所指針

江戸川区内の各施設長で構成する「江戸川区特別養護老人ホーム運営委員会」が江戸川区と協議し「江戸川区特別養護老人ホーム入所指針」及び「江戸川区特別養護老人ホーム入所基準表」を策定しました。申込みをしますと区内共通の基準表により、在宅介護の困難度をポイント化し、入所の必要性を評価します。（詳細は別途ご確認ください）

江戸川光照苑の入所規程

区内共通の基準表によりポイント化します。施設ごとに入所規程を作成し公開することで、入所決定の際の透明性・公平性を確保し、申込みの時点でそれぞれの施設の特徴や規定が理解されるようになっています。各施設の入所規定をご覧ください。参考にしてください。下記に江戸川光照苑の入所規程をお示しします。

江戸川光照苑入所規程

江戸川光照苑の入所規定は「江戸川区特別養護老人ホーム入所基準表」での評価に加えて、次のような評価規定を設けております。

地域優先

地域性を考慮し、江戸川区の方を優先することもあります。

性別の考慮

居室の男女構成を考慮して入所を決めています。

重度認知症への対応

江戸川光照苑には、認知症の方が生活できる居室やフロアがありますが、施設設備環境を考慮し、他の利用者との関係など特に配慮が必要となる症状がある場合（連続する奇声、他者への暴力行為や威圧など）、入所することができません。

医療行為必要者への対応

夜間は医師や看護師が勤務しておりません。日祭日は1～2名の看護師が医療的な対応を行なっている現状を考慮し、次のように規定しています。いずれも病院とは異なる生活施設であることをご理解ください。

- 1) IVH 使用者、胆汁チューブ使用者、人工透析、経管栄養等医療依存度の高い方については、対応の限界を超えることから入所することができません。
- 2) MRSA、疥癬など他の利用者に感染する疾患がある場合は、入所することができません。
- 3) 入所前の病状確認で主治医より入院が必要な状態と判断された場合は、入所することができません。

要介護度への考慮

利用者3人に1人という職員配置基準と、健全な施設経営を維持する見地よ

り、平均介護度を勘案して入所を決定する。

江戸川光照苑入所検討委員会

- 1) 委員会は、施設長、副苑長、施設サービス部長、生活相談員、介護職員、看護師、介護支援専門員、管理栄養士、機能回復訓練員で構成します。
- 2) 原則として毎月1回、施設内で開催します。
- 3) 委員会の審議は、プライバシー保護のため非公開です。

実施時期

この規程「江戸川光照苑入所のご案内」は平成15年6月1日より適用します。但し、運用にあたっては平成15年10月1日からです。

平成17年2月1日より入所規程を一部改正する。